

会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に規定する書類
(吸収合併に係る事後開示事項)

愛知県名古屋市昭和区白金三丁目 1 8 番 1 3 号
株式会社木曾路

吸収合併に関する事後開示事項

令和5年7月3日

株式会社 木 曾 路
代表取締役 内 田 豊 稔

株式会社木曾路（以下「当社」といいます。）及び株式会社大將軍（以下「大將軍」といいます。）は、令和5年7月1日をもって、当社を吸収合併存続会社、大將軍を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本合併」といいます。）を実施いたしました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

令和5年7月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続、並びに第785条及び第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

大將軍は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、令和5年5月1日付け官報及び同日付け千葉日報において必要事項の公告を行いました。同条第1項の規定に基づく異議申述を行った債権者は存在しませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続、並びに会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定の規定による手続の経過

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に従い、令和5年5月1日付け官報及び同日付け日本経済新聞において、その債権者に対して必要事項の公告を行いました。同条第1項の規定に基づく異議申述を行った債権者は存在しませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本合併が効力を生じた日である令和5年7月1日をもって、大將軍より、その資産、負債その他権利義務の一切を承継しました。本合併に際して当社が大將軍から承継した資産及び負債の額は、それぞれ3,810百万円（概算）及び3,600百万円（概算）です。

5. 会社法782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

会社法の規定に従い、速やかに登記を行う予定です。

7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以 上

別紙 会社法第 782 条第 1 項の規定により大將軍が備え置いた書面に記載された事項

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に規定する書類

(吸収合併に係る事前開示事項)

千葉県千葉市中央区都町二丁目 3 3 番 1 8 号
株式会社大將軍

吸収合併に関する事前開示事項

2023年5月1日

株式会社 大 将 軍
代表取締役 合 田 光 博

株式会社大將軍（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、株式会社木曾路（以下「吸収合併存続会社」といいます。）との間で2022年9月22日付けの吸収合併契約書（以下「本吸収合併契約」といいます。）を締結し、2023年7月1日をもって、本吸収合併契約に基づく吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行う予定です。本合併に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1をご参照ください。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号、第3項）

吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の発行済株式の全てを所有しているため、吸収合併存続会社は、本合併に際して、本合併の対価を交付しません。また、吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額は変動いたしません。吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、相当と判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号、第4項）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号、第5項）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項）

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第182条第6項第1号）

(ア) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号）

別紙2をご参照ください。

(イ) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号ロ）

該当事項はありません。

(ウ)最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第182条第6項第1号ハ）

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第184条第6項第2号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社の債務（会社法789条第1項の規定により吸収合併について異議を述べる事ができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

吸収合併消滅会社及び吸収合併存続会社のいずれについても、効力発生までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

また、本合併後において、吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

以上の点、並びに、吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みれば、吸収合併存続会社の債務について、効力発生日以降も履行の見込みがあるものと判断いたします。

以 上

吸収合併契約書



合併契約書

株式会社木曾路（以下「甲」という。）と株式会社大將軍（以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（存続会社及び消滅会社）

- 1 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。
- 2 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。
 - ① 甲（吸収合併存続会社）
商号：株式会社木曾路
住所：愛知県名古屋市昭和区白金三丁目18番13号
 - ② 乙（吸収合併消滅会社）
商号：株式会社大將軍
住所：千葉県千葉市中央区都町二丁目33番18号

第2条（定款の変更）

甲は、本合併により、その定款を変更しない。

第3条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して株式その他の金銭等を割当交付しない。

第4条（増加すべき資本金及び準備金等）

本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第5条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日は令和5年7月1日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第6条（会社財産の引継ぎ）

- 1 乙は、令和4年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を反映した一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、本合併の効力発生日に甲に引き継ぐ。
- 2 乙は、第1項記載の貸借対照表作成日の翌日から効力発生日の前日までの資産及び負債の変動を、計算書を作成して甲に報告する。

第7条（従業員）

甲は、第5条の効力発生日における乙の従業員を承継する。なお、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議して決定する。

第8条（合併承認）

- 1 甲は、効力発生日の前日までに株主総会を招集し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認決

議を受けずに本合併を行うものとする。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行う。

第10条（条件の変更、解除）

甲又は乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでに、甲又は乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき、又は隠れたる重大な瑕疵があったことが発覚したときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第8条第1項に定める甲の株主総会での合併承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条（合意管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争につき、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、甲及び乙は、誠意をもって協議し速やかに解決をはかるものとする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を乙が写しを保有する。

令和4年9月22日

甲：愛知県名古屋市昭和区白金三丁目18番13号
株式会社 木曾路
代表取締役 内田 豊稔



乙：千葉県千葉市中央区都町二丁目33番18号
株式会社 大將軍
代表取締役 合田 光博



吸収合併存続会社の最終事業年度の計算書類等

第 7 3 期
(2 0 2 2 年 3 月 期)

計 算 書 類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社 木 曾 路

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	21,782	流 動 負 債	9,800
現金及び預金	17,227	買掛金	1,036
売掛金	1,265	短期借入金	4,500
商品及び製品	38	リース債務	230
原材料及び貯蔵品	1,712	未払法人税等	503
その他	1,540	賞与引当金	502
貸倒引当金	△1	その他	3,027
固 定 資 産	22,268	固 定 負 債	7,638
有形固定資産	12,638	長期借入金	4,800
建物	5,106	リース債務	502
構築物	382	退職給付引当金	962
機械及び装置	62	資産除去債務	1,174
車両運搬具	9	その他	199
工具、器具及び備品	759	負債合計	17,439
土地	5,543	純 資 産 の 部	
リース資産	643	株 主 資 本	26,538
建設仮勘定	131	資本金	11,553
無形固定資産	249	資本剰余金	11,371
ソフトウェア	232	資本準備金	11,369
その他	16	その他資本剰余金	2
投資その他の資産	9,380	利益剰余金	4,544
投資有価証券	2,760	利益準備金	392
関係会社株式	1,824	その他利益剰余金	4,151
繰延税金資産	430	固定資産圧縮積立金	28
差入保証金	3,954	別途積立金	2,200
その他	439	繰越利益剰余金	1,923
貸倒引当金	△28	自己株式	△931
		評価・換算差額等	44
		その他有価証券評価差額金	44
		新株予約権	28
資産合計	44,051	純資産合計	26,611
		負債純資産合計	44,051

損 益 計 算 書

2021年4月1日から
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I . 売 上 高		31,978
II . 売 上 原 価		11,006
売 上 総 利 益		20,971
III . 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,733
営 業 損 失 (△)		△2,761
IV . 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	46	
協 賛 金 収 入	0	
助 成 金 収 入	4,481	
そ の 他	53	4,582
V . 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36	
賃 貸 借 契 約 解 約 損	17	
株 式 交 付 費	14	
そ の 他	6	73
経 常 利 益		1,746
VI . 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	16	17
VII . 特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	54	
減 損 損 失	710	
土 地 交 換 差 損	51	816
税 引 前 当 期 純 利 益		946
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	277	
法 人 税 等 調 整 額	19	296
当 期 純 利 益		649

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰 余金		
(2021年4月1日) 期首残高	10,056	9,872	2	392	30	8,200	△4,140	△930	23,485
事業年度中の変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,496	1,496							2,993
固定資産圧縮 積立金の取崩					△2		2		-
剰余金の配当							△588		△588
別途積立金の取崩						△6,000	6,000		-
当期純利益							649		649
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	1,496	1,496	-	-	△2	△6,000	6,063	△1	3,053
(2022年3月31日) 期末残高	11,553	11,369	2	392	28	2,200	1,923	△931	26,538

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
(2021年4月1日) 期首残高	6	-	23,491
事業年度中の変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			2,993
固定資産圧縮 積立金の取崩			-
剰余金の配当			△588
別途積立金の取崩			-
当期純利益			649
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	37	28	65
事業年度中の変動額合計	37	28	3,119
(2022年3月31日) 期末残高	44	28	26,611

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|--|
| ① 有 価 証 券 | |
| イ. 子 社 株 式 | 移動平均法による原価法 |
| ロ. その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等 | 総平均法による原価法 |
| ② 棚 卸 資 産 | |
| イ. 製品及び原材料 | 総平均法による原価法 |
| ロ. 商品及び貯蔵品 | 先入先出法による原価法 |
- なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|-----------------------------|---|
| ① 有 形 固 定 資 産
(リース資産を除く) | 定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| 建物 | 3年～50年 |
| 構築物 | 10年～30年 |
| 器具及び備品 | 2年～20年 |
| | また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。 |
| ② 無 形 固 定 資 産
(リース資産を除く) | 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 |
| ③ リ ー ス 資 産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| ① 貸 倒 引 当 金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞 与 引 当 金 | 従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に対応する額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
また、過去勤務費用は、発生事業年度に全額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、料理及び飲食物の加工調理提供を主要業務とする飲食店を営業しており、顧客に飲食を提供した時点において、顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。収益は顧客との契約において約束された対価から、値引などを控除した金額で測定しております。各月の収益として計上された金額は、利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払い条件により履行義務充足後、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部顧客への収益について、総額計上から純額で収益を認識する方法に変更しております。また、従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を売上高から控除しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。従来の貸借対照表の流動負債のポイント引当金相当額は、契約負債として流動負債の「その他」に含めております。

また、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用した結果、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 重要な会計上の見積り

固定資産の減損

(1) 計算書類に計上した金額

建物及び構築物	5,488百万円
機械装置及び運搬具	71百万円
工具、器具及び備品	759百万円
土地	5,543百万円
リース資産	643百万円
減損損失	710百万円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、飲食業を営むために、2022年3月31日現在154店舗を運営しております。また、東京と大阪に本部を設置しており、愛知県大府市及び名古屋守山区に加工工場を所有しております。主たる設備は営業店舗であり、店舗設備には建物の他、構築物、工具、器具及び備品等があります。店舗用の土地につきましては、自社所有は5店舗であります。

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗を基本単位とし、また、賃貸資産及び遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

当事業年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナス、あるいは、収益力の低下により投資額の回収が見込めない店舗について、減損の兆候を識別しました。

兆候を識別した店舗のうち、20店舗については当事業年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損損失の測定に用いられる回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額で算定しております。

使用価値は、各店舗における来期予算に基づいて算定しております。当該予算には周辺地域の競合店の状況、来店客数や客単価の見積り、店舗人員数及び将来の設備投資の見積り等を含んでおり、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響の不確実性を反映しております。また、使用価値算定に当たり、主要な資産の経済的残存使用年数に基づき将来キャッシュ・フローの見積期間を算定しております。

正味売却価額は、不動産鑑定評価額をもとに算定しております。その結果、減損損失710百万円を認識しております。

減損の兆候が認められる店舗について、減損損失を認識した店舗と認識しなかった店舗に関する、減損損失計上後の期末簿価の内訳は以下の通りであります。

内 訳	店舗数	期末簿価（百万円）
減損損失を認識した店舗	20	1,914
減損損失を認識しなかった店舗	33	1,055
合計	53	2,970

なお、当事業年度においては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による営業時間の短縮、酒類の提供禁止や提供時間の制限がありました。2022年3月にはまん延防止等重点措置が解除されましたが、大人数での会食や宴会を慎む動きは継続しており、厳しい経営環境が続いております。しかしながら、当社グループは各種の経費削減に努め、ウィズコロナの環境下においても収益性の維持・向上が可能な営業基盤の強化を図っております。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は翌事業年度末に向けて緩やかに回復し、収束すると想定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、経済状況の悪化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により見直しが必要になった場合、翌事業年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	差入保証金	10百万円
(注) 上記を資金決済に関する法律に基づき供託しております。		
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		18,339百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
短期金銭債権		2百万円
長期金銭債権		300百万円
短期金銭債務		16百万円
(4) 取締役及び監査役に対する金銭債務		188百万円

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 本計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第 7 3 期
(2022年3月期)

附 属 明 細 書
(計 算 書 類 に 関 す る も の)

株 式 会 社 木 曾 路

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿 価額	当期増 加額	当期減少 額	当期償 却額	期末帳簿 価額	減価償却累 計額	期末取得 原価	
有形 固定 資産	建 物	5,367	643	390 (371)	514	5,106	12,693	17,800	
	構 築 物	358	82	20 (13)	38	382	1,553	1,935	
	機械及び装置	41		0	7	62	453	515	
			28						
	車両運搬具	6	5	—	2	9	13	23	
	工具、器具及び備品	776	223	16 (11)	223	759	2,794	3,554	
	土 地	5,723	223	404 (305)	—	5,543	—	5,543	
	リース資産	747	110	5 (2)	209	643	830	1,473	
	建設仮勘定	9	1,291	1,169	—	131	—	131	
計	13,030	2,610	2,005 (703)	996	12,638	18,339	30,977		
無形 固定 資産	ソフトウェア	224	106	—	97	232			
	そ の 他	34	97	113 (6)	3	16			
	計	258	203	113 (6)	100	249			

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

〔建 物 他〕 守山工場・新店 548 百万円

〔工具、器具及び備品〕 厨房機器等 95 百万円

〔建設仮勘定〕 新設店等の建物工事代金 1,291 百万円

2. 当期減少額欄の()は、減損損失計上額で、内数として記載しております。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	30	13	14	30
賞与引当金	498	502	498	502
退職給付引当金	969	218	224	962

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
広告宣伝費	1,562	
役員報酬	154	使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
給料及び手当	10,250	
賞与引当金繰入額	494	
退職給付費用	313	
福利厚生費	1,420	
募集教育費	125	
旅費交通費	338	
水道光熱費	975	
消耗品費	715	
修繕費	409	
清掃装飾管理費	731	
租税公課	144	
事業税	305	
事業所税	37	
賃借料	3,373	
減価償却費	1,063	
その他	1,319	
計	23,733	

(注) 本附属明細書に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第 73 期
(2022年3月期)

事業報告

株式会社木曾路

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）におけるわが国の経済環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けました。新型コロナウイルスワクチンの接種率の向上等により段階的に軽減しているものの、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による営業時間の短縮、酒類の提供禁止や提供時間の制限がありました。本年3月にはまん延防止等重点措置が解除されましたが、大人数での会食や宴会を慎む動きは継続しており、厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中で、当社グループは、新型コロナウイルス感染症対策として、従業員のマスク着用、個人衛生チェックの徹底、アルコール消毒液の店内設置、客席のパーティション設置など、感染予防対策を引き続き実施し、ご来店いただけるお客様に安心してお食事を楽しんでいただけるよう努めております。また、各業態において、巣ごもり需要の獲得に向けたテイクアウトの強化に努めております。TVCMや新聞折り込み広告等による認知の向上、お持ち帰り「お弁当販売」に加え、ご自宅でお楽しみいただける、お持ち帰り「しゃぶしゃぶセット」・「すきやきセット」の販売、季節やお客様のオケージョンに合わせたお弁当の販売等に取り組んで参りました。

費用面においては、引き続き、一部店舗の休業及び時短営業店舗の従業員の一時帰休、客数予想をもとにしたシフト管理の徹底等により人件費を抑えると共に、家賃の減額交渉等を行い、経費削減に努めました。

なお、営業外収益には、営業時間短縮要請に係る時短協力金等の助成金収入を53億27百万円計上しました。

資金面については、2021年9月に当社グループの更なる成長と安定的な財務体質の構築を実現するために第三者割当による第1回新株予約権を発行して資金調達を開始しました。

店舗展開、改築・改装につきましては、3店舗の出店、5店舗の改装（1店舗は改装中）、11店舗の退店を実施し、当連結会計年度末の店舗数は194店舗となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は367億78百万円、営業損益は35億41百万円の損失、経常利益は18億20百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は6億50百万円となりました。

なお、働き方改革の一環として株式会社木曽路において、5月10日、11日の2日間、全店一斉休業を実施しました。今後も働きやすい魅力ある企業作りにも努めて参ります。

(部門別の概況)

木曽路部門

しゃぶしゃぶ・日本料理の「木曽路」業態は、1店舗の出店、1店舗の改装（現在改装中）と2店舗の退店により、当連結会計年度末店舗数は122店舗であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、時短営業を実施いたしました。店内飲食での法人の宴会需要や予約獲得状況は回復しておらず厳しい状況が続いております。このような環境の中で新規顧客の獲得、来店動機づくりにTVCMを実施するとともに、引き続き、お持ち帰りお弁当販売やご自宅でお楽しみいただける「しゃぶしゃぶセット」等の販売で客数増に努めました。その結果、売上高291億13百万円（前年同期比 4.9%増加）となりました。

焼肉部門

特選和牛の「大將軍」・国産牛焼肉の「くいどん」は、2店舗の出店、3店舗の改装、1店舗の退店により、当連結会計年度末店舗数は42店舗であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、時短営業、酒類の販売制限の影響を大きく受け、厳しい営業となりました。その結果、売上高は49億34百万円となりました。

なお、前連結会計年度に株式会社大將軍の全株式を取得し、完全子会社化を行い連結範囲に含めております。連結子会社の企業結合日（みなし取得日）を前連結会計年度末としているため、前連結会計年度においては連結範囲に同社の業績は含めておりません。そのため、前年同期との対比は行っておりません。

焼肉の「じゃんじゃん亭」業態は、当連結会計年度末店舗数は13店舗であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、時短営業、酒類販売の制限や業態転換により店舗数が減少したため、売上高は12億41百万円（同19.0%減少）となりました。

その他部門

居酒屋（素材屋、とりかく、ウノ、大穴）業態は、8店舗の退店により、当連結会計年度末店舗数は8店舗（前年同期比 8店舗減少）となりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、酒類の提供禁止や制限により店舗の休業と時短営業を実施いたしました。ランチ営業やお弁当販売等を実施し、2022年3月にまん延防止等重点措置は解除されたものの、大人数での宴会需要や接待の低迷や時短営業、酒類販売の制限などが大きく影響しました。その結果、売上高は6億90百万円（同 27.5%減少）となりました。

和食 しゃぶしゃぶの「鈴のれん」業態は、店舗の異動はなく、当連結会計年度末店舗数は5店舗であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、時短営業を実施いたしました。店舗数の減少や時短営業が大きく影響しましたが、前年同期は、店舗休業を実施したこともあり、売上高は4億79百万円（同 2.7%増加）となりました。

その他業態は、からあげ専門店の「からしげ」、外販（しぐれ煮、胡麻だれ類）、不動産賃貸等であります。売上高は3億68百万円（同 2.1%減少）となりました。

部門別売上高

部門区分	売上高	構成比
木曾路部門	29,113百万円	79.2%
焼肉部門	6,175	16.7
その他	1,537	4.1
合計	36,778	100.0

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、人口減少や高齢化、異業種との競争などに加え、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され飲食業への営業時間の時短要請を受けておりました。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は徐々に進んでいるものの、大人数での会食や接待を控える動向等は継続しており、厳しい状態が続いております。

このような経営環境のなか、当社グループはウィズコロナ、アフターコロナに向けた新たな取り組みを行い、顧客満足と従業員満足を向上し成長へ繋げるため次の課題に取り組んで参ります。

第一は、「企業の社会的責任の自覚」であります。食の安全・安心を追求するとともにコンプライアンスを徹底できる体制を構築して参ります。

第二は、「経営基盤の強化」であります。事業ポートフォリオの再構築を行って参ります。焼肉事業を第2の柱とし、新事業・新業態への進出・拡大も視野に業容を拡大して参ります。また、従業員の責任と権限の明確化と環境・状況に即した組織改編を随時行います。さらに、経営理念の浸透及びキャリアアッププランの明示等を行うことにより組織力及び教育体制の強化も図って参ります。

第三は、「営業基盤の強化」であります。人と人との接点に外食の喜びを創造する取り組みを行うことにより、お客様との接点の強化に努めて参ります。その取り組みにより、お客様のご要望を把握し、新たなニーズの掘り起こしを行って参ります。また、顧客情報の活用により外食動機を獲得して参ります。さらに、多様化するお客様のニーズに対応するため、マーケティング力の強化及び商品構成・価格構成の見直し・挑戦に努めます。また、季節感・イベント感・地域特性を訴求した商品開発を行い、商品力の強化を行って参ります。

第四は、「生産性の向上」であります。ITや作業合理化機器等の新技術の積極的導入・活用を行い間接業務時間の削減に努めます。また、従業員のスキルアップ、マルチスキル化及びモチベーション向上への施策を行い、効率的に作業が進むよう図ってまいります。さらに生産性向上と品質向上の両立を実行して参ります。

（新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、店舗の営業休止やお客様、従業員等への感染拡大リスクが発生しております。感染が拡大して2年が経過しましたが、さらに長期化する場合、当社グループの業績が大きく影響を受ける可能性があります。厳しい環境下ではありますが、引き続き新型コロナウイルス感染症に関する情報収集及び対応を行い、その影響の最小化に努めて参ります。

当社グループは政府、自治体による「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」を受け、当事業年度は、長期間にわたり時短営業や酒類販売の制限を余儀なくされました。昨年度に引き続きテイクアウトの需要に応えるべく店舗でのテイクアウト販売の取り組みを継続すると共に新たなECサイトを開設しております。

さらに当社グループは、お客様、従業員及び各ステークホルダーの方々の安全と健康を第一に考え、本社における在宅勤務や時差出勤、不要不急の来客・出張等の禁止、全従業員の出社前の検温の徹底とマスクの着用、手洗い・うがいの徹底、従業員の体調管理の把握と感染が疑わしい従業員等の出勤停止、全施設へのアルコール消毒液の設置やこまめな消毒等、さまざまな対策を継続的に実施して感染拡大の防止に努めております。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資総額（差入保証金等を含む）は、21億17百万円であり、その内訳は、店舗の新設に11億3百万円、店舗の改築・改装等に4億53百万円、工場設備改修及び情報システム関連投資等に5億60百万円であります。

なお、当連結会計年度中に売却、除却しました固定資産は、1億45百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、2021年9月17日に行使価額修正条項付新株予約権を発行し、行使されたことにより、30億21百万円の資金調達を行いました。

(5) 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	4,800百万円
株式会社千葉銀行	1,977
株式会社関西みらい銀行	900
株式会社名古屋銀行	900
株式会社愛知銀行	900

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	第70期 (2019年3月期)	第71期 (2020年3月期)	第72期 (2021年3月期)	第73期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	—	—	31,067	36,778
経常利益 (経常損失(△))	—	—	△3,567	1,820
当期純利益 (当期純損失(△))	—	—	△5,577	650
1株当たり当期純利益 (1株当たり当期純損失(△))	—	—	△218円46銭	25円15銭
総資産	—	—	46,344	47,898
純資産	—	—	23,469	26,601

(注) 1. 第72期より連結計算書類を作成しており、第71期以前の各数値は記載しておりません。

2. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度の関連する主要な連結経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

② 当社の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	第70期 (2019年3月期)	第71期 (2020年3月期)	第72期 (2021年3月期)	第73期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高	45,086	43,924	31,067	31,978
経常利益 (経常損失(△))	2,564	1,446	△3,542	1,746
当期純利益 (当期純損失(△))	1,659	573	△5,553	649
1株当たり当期純利益 (1株当たり当期純損失(△))	64円98銭	22円45銭	△217円49銭	25円10銭

総 資 産	39,444	38,160	42,026	44,051
純 資 産	29,803	29,210	23,491	26,611

(7) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社大將軍	50百万円	100%	飲食事業

(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、料理・飲食物の加工調理提供を主要業務とする飲食店を営業しております。

部門別の内容

部 門 区 分	内 容	
木 曾 路 部 門	しゃぶしゃぶ・日本料理	
焼 肉 部 門	特選和牛の「大將軍」・ 国産牛焼肉の「くいどん」・ 焼肉の「じゃんじゃん亭」	
そ の 他 部 門	居 酒 屋	居酒屋の「素材屋」「大穴」・ 鶏料理の「とりかく」
	鈴 の れ ん	和食しゃぶしゃぶの「鈴のれん」
	か ら し げ	からあげ専門店の「からしげ」
	そ の 他	外販、不動産賃貸の経営

(9) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本 社 : 愛知県名古屋市昭和区
 東日本本部 : 東京都港区
 西日本本部 : 大阪府吹田市
 直 営 店 舗 : 154店舗

店舗の地域別分布

区 分	店 舗 数	区 分	店 舗 数
栃 木 県	2店	岐 阜 県	5店
茨 城 県	1	三 重 県	4
群 馬 県	2	和 歌 山 県	1
埼 玉 県	11	奈 良 県	2
千 葉 県	4	大 阪 府	18
東 京 都	33	兵 庫 県	8
神 奈 川 県	10	福 岡 県	3
静 岡 県	1		
愛 知 県	49	計	154

名古屋工場 : 愛知県大府市 (調理加工場兼物流センター)

守山工場 : 愛知県名古屋市守山区 (調理加工場)

② 子会社

株式会社大將軍

本 社 : 千葉県千葉市

直 営 店 舗 : 40店舗

店舗の地域別分布

区 分	店 舗 数	区 分	店 舗 数
千 葉 県	26店	神 奈 川 県	6店
埼 玉 県	6	東 京 都	2
		計	40

加工センター : 千葉県千葉市(調理加工場)

(10) 使用人の状況(2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

部 門 別	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
木 曾 路 部 門	984 (1,689) 名	36名減 (67名増)
焼 肉 部 門	134 (644)	10名増 (90名増)
そ の 他	47 (127)	19名減 (26名減)
全 社 (共 通)	142 (115)	2名減 (45名増)
合 計	1,307 (2,575)	47名減 (176名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 「全社(共通)」として記載されている使用人数は、管理部門に所属するものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,175 (2,025) 名	62名減 (61名増)	44.0歳	11.58年

(11) その他企業の現況に関する重要な事項

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、2021年3月期において売上高が著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失並びにマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が発生しておりました。

当連結会計年度におきましても、2021年4月に新型コロナウイルス感染症拡大による「まん延防止等重点措置」が適用、緊急事態宣言が発出されたことにより、営業時間の短縮、一部店舗の営業休止及び酒類の販売休止を実施しました。本年3月には「まん延防止等重点措置」が解除されましたが、大人数での会食や宴会を慎む動きは継続しており、厳しい経営環境にあります。しかしながら、営業時間の正常化に伴い、店内飲食の利用客数は増加傾向にあることに加え、テイクアウト販売の促進等により、徐々に業績は回復基調にあります。

また、客数予想をもとにしたシフト管理の徹底等により人件費を抑えると共に、家賃の減額交渉等を行い、経費削減に取り組んだ結果、当連結会計年度の営業損失は大幅に減少しており、翌連結会計年度における営業利益の計上に向けて、ウィズコロナの環境下においても収益性の維持・向上を可能な営業基盤の強化を図っております。さらに、当社グループは、財務基盤の一層の強化を目的として、2021年9月に新株予約権による資金調達を実施した結果、順調に自己資本を増強させており、外部借入の一部を繰り上げ返済することで、当面の運転資金を賄う十分な事業資金を有していることから、資金繰り上の懸念はありません。

これらの状況から、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況は現時点において存在しないものと判断しております。

2. 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
(2) 発行済株式の総数 27,413,889株（うち自己株式 381,656株）
(3) 株主数 27,501名
(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,353千株	8.70%
木曾路共栄会	1,086	4.02
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	716	2.65
アサヒビール株式会社	496	1.83
株式会社三菱UFJ銀行	385	1.42
麒麟麦酒株式会社	352	1.30
サントリー酒類株式会社	352	1.30
名古屋製酪株式会社	234	0.86
株式会社愛知銀行	224	0.82
株式会社名古屋銀行	223	0.82

（注）1. 当社の自己株式381,656株は、上記の大株主から除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2021年9月17日に発行した行使価額修正条項付新株予約権が行使されたことにより、発行済株式の総数が1,500,000株増加しております。

3. 新株予約権に関する事項

2021年8月31日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	37,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式3,700,000株 (新株予約権1個あたり100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり1,295円
新株予約権の払込期日	2021年9月17日
新株予約権の行使価額	当初行使価額2,355円 行使価額は、2021年9月21日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額1,649円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
新株予約権の行使期間	自 2021年9月21日 至 2024年9月20日
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉 江 源 之	
代表取締役社長	内 田 豊 稔	
常務取締役	松 岡 利 朗	営業本部長兼中部本部長
取 締 役	大 橋 浩	管理本部長兼経営企画部長
取 締 役	松 井 常 芳	(株)MA企画 代表取締役
取 締 役	伊 藤 邦 昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長
監査役(常勤)	稲 守 和 之	
監 査 役	熊 田 登 与 子	熊田法律事務所 パートナー弁護士
監 査 役	平 野 善 得	公認会計士平野善得事務所 所長 愛三工業(株) 社外監査役 キムラユニティー(株) 社外取締役 (株)大將軍 監査役

(注) 1. 取締役松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、社外取締役であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規程による独立役員であります。

2. 監査役熊田登与子氏及び平野善得氏は、社外監査役であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規程による独立役員であります。

3. 監査役平野善得氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 2021年6月25日開催の第72回定時株主総会をもって、青野康徳氏は取締役を辞任いたしました。

5. 2021年6月25日開催の第72回定時株主総会をもって、仲沢栄一氏は取締役を辞任いたしました。

6. 当事業年度中における取締役及び監査役の異動

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
松 岡 利 朗	常務取締役営業本部長 兼中部本部長 兼(株)大將軍 代表取締役 副社長	常務取締役営業本部長 兼中部本部長	2022年1月14日

6. 取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数及び取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮しつつ適材適所の観点より、総合的に検討したうえで、取締役候補者を指名しております。取締役のスキル一覧表「スキルマトリクス」は、次のとおりです。

役 職	氏 名	企	外	営	法	財	人	コ
代表取締役会長	吉 江 源 之	●	●	●		●	●	●
代表取締役社長	内 田 豊 稔	●	●	●		●	●	●
常務取締役	松 岡 利 朗	●	●	●			●	●
取 締 役	大 橋 浩		●		●	●		●
取 締 役	松 井 常 芳	●		●				●
取 締 役	伊 藤 邦 昭	●		●		●		●
監 査 役 (常 勤)	稲 守 和 之		●			●		●
監 査 役	熊 田 登 与 子				●		●	●
監 査 役	平 野 善 得	●			●	●		●

企：企業経営 外：外食業界 営：営業、マーケティング
 法：法務 財：財務、会計、IT 人：人事労務、人材開発
 コ：コンプライアンス、リスクマネジメント

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条その他の法令の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額を限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

(i) 基本方針

業務執行取締役の報酬は基本報酬及び業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については基本報酬のみを支給します。

(ii) 基本報酬に関する方針

月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

(iii) 業績連動報酬に関する方針

当該連結会計年度の経常利益を基準とし、業績指標（K P I）を反映した現金報酬とし、毎年一定の時期に支給します。

(iv) 報酬等の割合に関する方針

指名報酬委員会で検討を行い、取締役会は同委員会の答申内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬内容を決定することとしております。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は基本報酬：業績連動報酬＝85:15とします。（K P I を100%達成の場合）

(v) 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

個人別査定については取締役会で決議することとし、各取締役の基本報酬及び担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は社外役員を中心とした指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得て、当該答申の内容を尊重し決定するものとしております。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	137百万円 (7百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	16百万円 (7百万円)
合 計	11名	154百万円

(注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第66回定時株主総会決議において、3億円(年額)を限度としております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

3. 監査役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第44回定時株主総会決議において、30百万円(年額)を限度としております。

(4) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 先	当社との関係
取締役	松井常芳	(株)MA企画 代表取締役	重要な取引関係はありません。
取締役	伊藤邦昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長	重要な取引関係はありません。
監査役	熊田登与子	熊田法律事務所 パートナー弁護士	重要な取引関係はありません。
監査役	平野善得	公認会計士平野善得事務所 所長 愛三工業(株) 社外監査役 キムラユニティー(株) 社外取締役 (株)大將軍 監査役	重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	松 井 常 芳	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識から発言を行っております。
取 締 役	伊 藤 邦 昭	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識から発言を行っております。
監 査 役	熊 田 登 与 子	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、また、監査役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	平 野 善 得	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか会社法第370条及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が12回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|-------|
| ① 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 33百万円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 53百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、アドバイザー業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、上記解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

I. 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（会社法第362条第4項第6号）について、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

(1) 基本的方針

- ① 取締役会は、取締役の職務執行が法令・定款に適合していることを確保するために、内部統制の機能が重要かつ不可欠であるとの認識に立ち、その整備・充実に向けて自主的な努力をする。
- ② 内部統制制度を確立しその有効性を確保するために、代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し運営する。

(2) 法令等の遵守体制の整備

- ① 内部統制が機能する環境として、企業倫理が周知・徹底された健全な企業風土を構築する。企業倫理や遵法精神の確立のために、行動規範である「木曾路行動憲章」の周知・徹底を図る。
- ② 取締役会の決議に当たっては、決議内容の適法性・妥当性を確保するために、
 - (1) 善管注意義務・忠実義務、(2) 遵法精神、(3) 客観的・科学的事実認識、
 - (4) 合理的手続、(5) 適時性の観点から議案を検討する。
- ③ 「内部監査室」は業務部門からの独立性を確保し、不正の未然防止・早期発見・再発防止に努める。
- ④ 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、被害の防止に努める。
- ⑤ 企業倫理や法令遵守の問題に関する公益通報・相談制度を適切に運営する。
- ⑥ 業績評価・表彰においては、業容・体質関連項目の評価と共に、内部監査・衛生検査の成績や事故等の発生状況を勘案することとする。

(3) リスク管理体制の整備

- ① 衛生安全に関する基準を常に周知・徹底し、品質の確保と食品事故の未然防止に努める。
- ② 個別業務に係るリスクは各業務所管部が規程を定めて、適切な方法でリスクを管理する。
- ③ 過誤・不正等の事故の未然防止、早期発見のために異例異常取引を情報システムによって即時・重点的に監視する。
- ④ 情報システムの信頼性・安全性対策を適切に実施する。
- ⑤ 大規模災害等の発生時に人的・物的被害を最小限にとどめ、早期に営業を復旧し継続することを目的として「事業継続基本計画」を定め周知・徹底する。

(4) 情報の保存・管理体制の整備

- ① 文書等情報の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切な方法・期間で保管する。
- ② 株主総会、取締役会の議事録は関連資料とともに法定の期間、適切に保管する。
- ③ 内部者情報、個人情報等の取扱いに関する規程を整備し、その周知・徹底を図る。
- ④ 会社情報の開示については、「情報開示の基本方針」に基づき迅速・正確・公平な開示に努める。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

- ① 会計規則・基準に基づき「経理規程」等を整備し、その周知・徹底・遵守に努める。
- ② 財務計数については、各々の業務実績を統合情報システムによって集計し、正確性と迅速性を確保する。
- ③ 相互牽制機能を情報システムによって確保し、異常の早期発見、迅速な対策推進に努める。
- ④ 月次損益制度により財務計数の内容を毎月検証し、適正性を確保する。

(6) 取締役の職務執行（経営）の効率性を確保するための体制の整備

- ① 組織効率と相互牽制機能の確保の観点から、業務分掌と責任・権限を適切に定める。
- ② 会社の業務は、経営方針・経営計画に基づき、組織的連携と統制の下に遂行する。
- ③ 利益管理においては、総合予算、月次予算、原価計算、独立採算の各制度のもとに計画的で整合性のある業績伸展と、問題点の早期発見・対策推進に努める。

(7) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備

- ① 当社は当社の子会社に対し、「関係会社管理規程」を制定しており、当該子会社の業務の適正を確保する体制の強化に努める。
- ② 子会社から定期的な業務執行に関する報告を受けるとともに、経営上の重要事項に関する報告及び協議を通じ子会社の適正な経営管理に努める。
- ③ 当該子会社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底に努める。

(8) 監査役監査の実効性を確保するための体制の整備

- ① 監査役を補助する使用人を必要とするときは、監査役からの依頼により適切な者を指名し、監査役の指揮・命令の下で、取締役から独立して、補助業務に当らせる。
- ② 取締役は会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。
また、監査役からの求めにより業務・財産の状況について報告する。
- ③ 監査役への報告を行った役員及び従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。
- ④ 監査役が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、その費用等を当社が負担する。
- ⑤ 監査役監査、会計監査人監査、内部監査は相互に連携を図り、各監査の実効性の確保に努める。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、会社の業務の適正を確保するため、内部統制システム構築に関する基本方針に基づき、当連結会計年度は以下のような取り組みを実施しました。

- (1) 体制整備として組織改廃を適時行い、継続的に機構改革を実施しています。「特選和牛 大將軍」の中部地区出店を機にグループ会社の(株)大將軍と一体で焼肉事業(じゃんじゃん亭・大將軍)の成長性、収益性の向上を目指すため、(株)木曽路に「焼肉事業本部」・「焼肉営業部」を新設しました。さらに、今後の経営基盤の拡充を図るため、基幹業態である木曽路業態店舗の新規出店に加えて、中部地区における焼肉業態店舗の出店拡大展開を図るため食肉加工会社である(株)建部食肉産業の株式を翌連結会計年度に100%取得し子会社化する予定であります。子会社化する(株)建部食肉産業は、1973年に設立し、現在は愛知県名古屋守山区に本社工場、名古屋市港区に港工場を構え食肉加工を行っております。衛生的な設備を用いて品質管理の徹底を図り、流通大手様、学校給食様、飲食店様向けに製品を販売しております。本件株式取得により、衛生管理、品質管理が徹底された食肉をより安定して確保することが可能になり、仕入コストの低減等にもよりグループ全体の価値向上に寄与するものと考えております

また、コンプライアンスの徹底のため、引き続き、意識啓蒙施策の展開、社内報の発行、部門毎に勉強会等を実施しました。

- (2) 内部監査体制を強化すると共に基準に沿った厳正監査を実施し、また、内部通報制度を適正に運用することにより、風通しのよい企業風土づくりに努めました。
- (3) 情報システムによる迅速・効率的な業務の監視を継続して実施しております。また、適正表示については当社独自の表示ガイドラインによる確認を実施しております。
- (4) 食品の安全・安心の確保ため、衛生管理室に加え、独立性とより厳格な衛生検査を実施するために、衛生検査室を設置しております。他の衛生安全を所管する部署との協働により、品質確保と食品事故の未然防止に努めます。

(注) 1. 本事業報告に記載の金額、株式数及び持株比率は、表示単位未満を切り捨て、その他の比率については四捨五入して表示しております。

2. 本事業報告に記載の金額には、消費税等は含んでおりません。

3. 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当連結会計年度末現在のものです。

第 7 3 期
(2022年3月期)

附 属 明 細 書
(事業報告に関するもの)

株式会社 木 曾 路

1. 会社役員以外の会社の業務執行者との兼務状況の明細

取締役及び監査役の他の会社の業務執行者との兼務状況は、「事業報告（11 ページ） 4. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の状況」に記載しております。

2. 会社役員又は支配株主との間の利益が相反する取引の明細

該当事項はありません。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社木曾路 監査役会

常勤監査役 稲守 和之 

社外監査役 熊田 登子子 

社外監査役 平野 善得 

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社木曾路
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

浅井明紀子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

行森貞俊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社木曾路の2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上